

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(1) フルタイム契約職員 1週間につき38時間45分以内、1日につき7時間45分の所定労働時間で勤務し、<u>基本給の支給単位を日給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</u></p> <p>(2) パートタイム契約職員 1週間につき30時間以内の所定労働時間で勤務し、<u>基本給の支給単位を時間給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</u></p> <p>第2章 人事</p> <p>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員については、<u>引き続きこの規則を適用するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、第6条及び次条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(1) フルタイム契約職員 1週間につき38時間45分以内、1日につき7時間45分の所定労働時間で勤務し、<u>期間を定めて雇い入れられる者をいう。</u></p> <p>(2) パートタイム契約職員 1週間につき30時間以内の所定労働時間で勤務し、<u>期間を定めて雇い入れられる者をいう。</u></p> <p>第2章 人事</p> <p>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員については、<u>引き続きこの規則（第6条及び次条を除く。）を適用するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、当該非常勤職員の労働条件は、期間の定めのない労働契約に転換することとなる日の前日に当該非常勤職員に適用されていた労働条件と同様とする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。</u></p> <p>(1) <u>有期労働契約の期間中に所定労働日、始業終業時刻、休憩時間、休日及び給与等の労働条件の定期的変更が行われていた場合</u></p> <p>(2) <u>就業規則その他の規則等の改正により労働条件を変更する場合（期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員以外の職員にも適用される労働条件の変更に限る。）</u></p> <p>(3) <u>本学と当該非常勤職員が合意の上、労働条件を変更する場合</u></p>	

<p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、<u>契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、原則として非常勤職員としての有期労働契約の期間(労働契約法第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間(以下「通算契約除外期間」という。))を除く。)</u>の始期から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号から第15号まで、<u>第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)</u>及び第24号に掲げる非常勤職員であって、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員(看護に関する業務に従事する者に限る。)、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)</u>の労働契約は、別に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合で、<u>契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、本学との有期労働契約の期間の始期から3年を超えて1年の範囲内において更新をすることができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間を除く。)</u>の始期から5年を超えることはできない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 <u>第3項ただし書きの規定にかかわらず、本学が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)</u>に定める障害者雇用率確保を目的として募集し雇用した者の労働契約は、別に定める勤務評価の結果、<u>契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案して、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間を除く。)</u>の始期から5年を超えて更新</p>	<p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、<u>契約期間満了時の業務量、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、第11条の2に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合は、更新することができるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号から第15号まで及び第24号に掲げる非常勤職員であって、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、<u>契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)</u>の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>(削る)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(削る)</p>	
--	--	--

<p>することができる。</p> <p>(再雇用) 第8条の2 学長は、<u>第13条第2項の規定により退職した者（前条第1項の規定により退職した者に限る。）</u>で、退職した後も引き続き積極的に働く意思を持つ者のうち、第14条の規定のいずれにも該当しない者については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退職) 第13条 (略)</p> <p>2 <u>期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員は、第8条第1項又は第2項に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(解雇) 第14条 (略)</p> <p>2 非常勤職員が次の各号の一に該当するときは、学長は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、非常勤講師が担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(再雇用) 第8条の2 学長は、<u>第13条の2の規定により退職した者</u>で、退職した後も引き続き積極的に働く意思を持つ者のうち、第14条の規定のいずれにも該当しない者については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退職) 第13条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(定年) 第13条の2 <u>期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員の定年は、第8条第1項又は第2項に規定する年齢とする。</u></p> <p>2 <u>期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員が定年に達したときは、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。ただし、定年に達した日以後に期間の定めのない労働契約に転換した場合は、転換した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。</u></p> <p>(解雇) 第14条 (略)</p> <p>2 非常勤職員が次の各号の一に該当するときは、学長は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、非常勤講師、シニアプロフェッサー及びインストラクターが担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>	
---	--	--

3 (略)

第14章 退職手当

(退職手当)

第52条 退職手当は、フルタイム契約職員のうち、常勤職員について定められている労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が連続して6月を超えて退職した者に支給する。

2・3 (略)

別表

番号	職名
1	非常勤講師
2	シニアプロフェッサー
3	インストラクター
4	学校医
5	非常勤研究員
6	産学官連携研究員
7	研究支援推進員
8	寄附講座教員
9	特別研究員
10	特任教授
11	特任准教授
12	特任講師
13	特任助教
14	特任助手
15	特別研究助教
16	ティーチング・アシスタント

3 (略)

第14章 退職手当

(退職手当)

第52条 退職手当は、フルタイム契約職員(年俸制給与の適用を受ける者を除く。)のうち、常勤職員について定められている労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が連続して6月を超えて退職した者に支給する。

2・3 (略)

別表

番号	職名
1	(略)
2	(略)
3	(略)
4	(略)
5	(略)
6	(略)
7	(略)
8	(略)
9	(略)
10	(略)
11	(略)
12	(略)
13	(略)
14	(略)
15	(略)
16	(略)

17	リサーチ・アシスタント	17	(略)
18	スーパーリサーチ・アシスタント	18	(略)
19	事務補佐員	19	(略)
20	技術補佐員	20	看護補佐員
21	技能補佐員	21	(略)
22	臨時用務員	22	(略)
23	再雇用職員	23	(略)
24	総合獣医研修医	24	(略)

(表は省略)

附 則(平成30年4月1日規則第3号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。